鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第116号)新旧対照表 第25条関係

改正後					改正前				
○鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例					○鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例				
平成16年9月30日					平成16年9月30日				
鳥取市条例第116号					鳥取市条例第116号				
第1条 ~ 第15条(略)					第1条 ~ 第15条(略)				
別表(第3条、第5条関係)					別表(第3条、第5条関係)				
区分	午前8時30	午後1時~午	午前8時30	1時間を単位	区分	午前8時30	午後1時~午	午前8時30	1 時間を単位
	分~正午	後5時	分~午後5時	として使用す		分~正午	後5時	分~午後5時	として使用す
				る場合(1時					る場合(1時
				間につき)					間につき)
大会議室	<u>2,750円</u>	<u>3,300円</u>	5,500円	<u>1,100円</u>	大会議室	2,700円	3, 240円	5,400円	<u>1,080円</u>
上記以外の室	1,650円	2,200円	3,300円	<u>770円</u>	上記以外の室	1,620円	2, 160円	3,240円	750円
備考 1時間未満は、1時間とする。					備考 1時間未満は、1時間とする。				